

保護者の皆さまへ

延岡しろやま支援学校長

「服薬介助依頼書」の提出について（お願い）

時下 保護者の皆様にはますます御清栄のことと存じます。

さて、本校では、学校において薬を服用させる必要がある場合、薬と一緒に「服薬介助依頼書」及び「薬局から出される薬の説明書」の提出を必ずお願いしています。

この「服薬介助依頼書」により、学校職員がお預かりする薬の管理等について確認を行い、服薬の間違いを防ぎ、子供たちに必要な薬をきちんと服用させることができます。趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

（注意事項）

- 1 「服薬介助依頼書」、「薬局から出される薬の説明書」の提出がない場合は、学校での服薬はできません。
- 2 学校職員は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条（の解釈）に則り、子供が服薬する時の介助をします。
- 3 学校でお預かりできる薬は、医療機関で処方された薬のみ（処方された量、時間帯で）とします。原則として市販の薬等はお預かりできません。
- 4 抗けいれん薬や安定剤など、1年間を通して服用が必要な場合は、「服薬依頼書」と薬を学期ごとに提出してください。ただし、途中で薬の種類等が変更になった場合は、その都度提出してください。
- 5 風邪薬などのように、数日から1週間程度の短期間に薬の服用が必要な場合は、その都度、飲ませる薬と一緒に「服薬介助依頼書」と「薬局から出される薬の説明書」を提出してください。
- 6 薬の自己管理ができる子供であっても、学校で服薬が必要な場合は、必ず「服薬介助依頼書」、「薬局から出される薬の説明書」とともに、薬を学校職員にお預けください。
- 7 緊急時に服薬を必要とする場合は、必ず保護者と連絡をとり、確認の上で服薬の介助をします。なお、保護者と連絡がとれない場合は服薬の介助はできないので、緊急時対応として病院へ搬送する場合があります。
- 8 服薬に関する間違い等がないよう、保護者と学級担任の十分な情報共有をお願いします。

問合せ先

延岡しろやま支援学校 保健室

TEL 0982-29-3715